

災害発生時における応急対策業務に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と、社団法人日本建設機械化協会四国支部長（以下「乙」という。）とは、災害発生時における応急対策及びその支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害等による災害が発生した場合、災害の応急対策及びその支援活動（以下「業務」という。）に関し、乙は業務の遂行に必要な機械器具、資材又は労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員並びに情報提供の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 一 四国地方整備局が管理する河川、国道、砂防、海岸の施設等（以下「所管施設等」という。）
- 二 四国地方における災害発生箇所
- 三 前2号に掲げる場合のほか、甲が要請する国内における大規模災害発生箇所

（業務の内容）

第3条 第2条に規定する実施範囲における業務の内容は、次のとおりとする。

- 一 排水ポンプ設備等の機械設備の応急対策
- 二 排水ポンプ車等の災害対策用機械に関する応急対策及びその運転操作支援
- 三 バックホウ等の応急対策建設機械の保有に関する情報提供
- 四 遠隔操縦式建設機械の操作技術者に関する情報提供

（業務の実施方法）

第4条 甲又は甲が所管する事務所及び管理所の長（以下「事務所長等」という。）は、第2条に規定する実施範囲において必要と認める場合には、乙に対して、その被災状況に応じて乙又は乙の会員の出動若しくは情報提供を要請することができるものとする。

- 2 乙又は乙の会員は、甲又は事務所長等からの出動若しくは情報提供の要請があったときは、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、甲又は事務所長等の指示により業務を実施するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 本協定の期間満了後も引き続き協定を継続する場合は、乙は、業務を早急に実施できるよう、年度当初に実施体制の必要な見直しを行い、速やかに甲に報告するものとする。

- 2 前項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合においても、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長等は、乙又は乙の会員の出動を要請したときは、速やかに乙又は乙の会員と契約を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する事項の内、情報提供に関しては無償とし、応急対策及び運転操作支援に関しては有償とする。

(損害発生時の対応)

第8条 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は、甲若しくは乙の会員の資機材等に損害が生じた場合においては、乙又は乙の会員は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告し、その対応については、甲又は事務所長等と、乙又は乙の会員が別途協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き本協定を期間の満了の翌日より1年間継続するものとし、当該期間が満了した翌年以降も同様の扱いとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

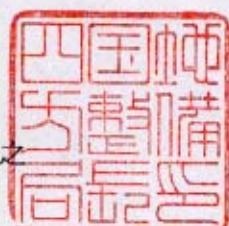
この協定書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成23年 4月 1日

甲 高松市サンポート3番33号

国土交通省 四国地方整備局長

足立 敏之



乙 高松市福岡町3丁目11番22号

社団法人 日本建設機械化協会 四国支部長 神崎



